

令和6年8月29日
午前10時開議

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1 番	吉 田 智 子	2 番	山 本 順 久
3 番	玉 田 晶 久	4 番	桑 名 幸 夫
5 番	出 原 賢 治	6 番	森 田 哲 夫
7 番	玉 田 正 典	8 番	中 薮 清 志
9 番	堀 卓 史	10 番	藤 澤 元之介
11 番	首 藤 佳 隆	12 番	北 川 嘉 明
13 番	中 島 貞 次	14 番	清 原 良 典
15 番	松 浦 崇 志		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	田 中 秀 彦	書 記	蛭 井 のり子
書 記	清 水 美 紀		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	沖 汐 守 彦	副 町 長	榮 藤 雅 雄
教 育 長	糸 井 香代子	総 務 部 長	森 文 彰
生活福祉部長	嶋 津 一 弥	経 済 建 設 部 長	富 岡 泰 造
教 育 次 長	福 井 照 子	財 政 課 長	池 田 誠

（開議 午前10時00分）

○議長（松浦崇志） 皆さんおはようございます。

令和6年第4回太子町議会定例会第2日目におそろいで御出席をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから令和6年第4回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（松浦崇志） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は通告に従い行ってください。質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いいたします。さらに、時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、首藤佳隆議員。

**○首藤佳隆議員** それでは、議席番号11首藤佳隆、通告に従いまして一般質問を行います。

本日、台風も来ておりますので、皆さん早く帰りたいのかなと思いますので、当局側もいろいろすることがあると思いますので、できるだけ簡潔に短くしたいなと思っておりますので、満足のいく答弁が得られるようにと思います。

1. 太陽光発電設備の規制に関する条例の制定を。

一般財団法人地方自治研究機構が令和6年7月9日に公表した太陽光発電設備の規制に関する条例の制定状況の概観によると、太陽光発電設備等の設置を規制する単独条例は、平成26年1月に大分県由布市が、同年12月に岩手県遠野市が制定し、それ以降全国各地の自治体で制定されるようになったとあり、令和6年6月21日時点で公布されていることが確認できるものは289条例となっているとのこと。その中には、平成29年3月に公布施行された兵庫県太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例をはじめ、兵庫県内の7市町で条例が制定されていると記載があることを踏まえて、次の質問をします。

(1) 農地や空き地等を利用した太子町内にある太陽光発電設備の状況について把握できているのか。

(2) 太子町独自の規制条例を制定すべきではないか。

以上、お願いします。

**○議長（松浦崇志）** 経済建設部長。

**○経済建設部長（富岡泰造）** まず、(1)の答弁をさせていただきます。

兵庫県におきまして、太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例が平成29年3月23日公布施行され、太陽光発電施設5,000平米以上の規模につきましては、兵庫県に対し届出が義務づけられています。

本町におきましては、過去から現在に至るまで、5,000平米を超える太陽光発電施設規模の届出実績はございません。また、従前農地であった事業用地におきましては、農地転用許可申請により、農業委員会で審議を受け、許可に至った案件につきましては、面積規模、発電量等の詳細は分かりかねますが、おおむねの設置場所については把握してございます。

引き続き(2)の答弁をさせていただきます。

本町における太陽光発電施設は主に市街化調整区域の農地に設置されているケースが多く見受けられており、太陽光発電施設が地域の環境や景観、居住環境等、地域環境に悪影響を及ぼすおそれがある場合については、農地の転用許可において、農業委員会で農地転用における審議を行う上で、自治会の同意、水利の同意、地域住民にしっかりと説明がされた上で申請行為がなされているか等、慎重なる審議と現地調査を行った上で許可を付している状況にございます。

また、令和6年4月1日施行の改正再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法により、出力が50キロワットを超える高圧の場合は地元説明会を開催することや、出力が10キロワット以上50キロワット未満の小規模な発電施設についても周辺住民への事前周知を行うよう、事業者には義務づけられています。これに伴い、事業者は周辺住環境に与える影響を低減するよう、これまで以上に十分配慮した事業計画を練る必要がございます。

あわせて、兵庫県条例におきましても、令和6年10月より届出制から許可制が導入され、事業規模が5,000平米以上に加え、民有林で3,000平米を超える切土、盛土が発生するものについて

は、許可申請の前に森林法や盛土規制法等の許可申請の手続を行うことが規定される予定でございます。盛土規制法に基づく本町の位置づけは宅地造成区域に指定されておられますので、平地部において500平米以上の1メートルを超える盛土を行う場合は住民に周知を図ることなど、設置に関する規定がさらに強化されておられます。このような法改正や兵庫県の条例改正等を踏まえ、現段階においては条例の制定を行うところまでは必要がないものと考えてございます。

今後におきましても、町民が安心して暮らせるための環境の保全並びに住環境の配慮、太陽光発電設備の事業内容が適切であるか、周辺住民への説明や理解が得られているかなどを確認し、良好な住環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 まず1つ目のほうで、おおむね把握はできているというふうな答弁でした。おおむねということは、正確ではないということ。裏返したら、そういうことになるのですけれども。農地で9割方ぐらいが農地転用でされてるということなので、農地転用されるということとは、もう産業経済課のほう把握してるという理解でよろしいですか。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） はい、おっしゃるとおりでございます。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 自治会のほうなんかにもお聞きすると、時たま太陽光発電設備の下草がぼうぼうで困ってるんやけれどもという苦情が入ったりすることがあるのですが、そういったとき町のほうにも入ってくる場合あるのでしょうか。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 太陽光発電設備を設置をされてから雑草等が繁茂しており困っているという苦情も何件か聞いたことがございまして、そういった場合は町のほうで土地所有者等に連絡をさせていただいて対策を講じたことはございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 あと一点、逆に太陽光発電の販売業者のほうから自治会のほうにも、今度こういう計画されてる方がいるのですけれども、何か自治会のほうなりで規制がありますかみたいな電話がかかってくるようなことがあるのですけれども、そういったことは町に対してもよくあるのでしょうか。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 業者からの問合せについては、町のほうとしては受けてはございません。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 町のほうには業者からはないということで、自治会に連絡が来るのかなとは思っています。そういった場合に——私も自治会長してると——町に規制がないので、兵庫県の条例に従ってもらっても言えないわけなのですよね、5,000平米超えませんので。いろんなニュースがここ数年流れておって、そういったことを懸念しつつ、そういったことを守っていただきたいということを業者にはお伝えしていくわけなのですけれども、改めて、太陽光発電設備についての問題点等々が非常にニュースなんかでも流れてるので、その辺確認をしておきたいのですけれども。

太陽光発電には当然多くのメリット、利点があります。しかし、その反面には問題点や課題も数多く存在してます。主な問題点としては、まず1つ目は天候依存性。太陽の光が長く続かないと発電できないと。2つ目は発電効率の限界。太陽光パネルの効率というのは20%から25%が一般的で、技術的な限界があると。3番目、土地利用の制約。広い土地が要るよねという話ですよ。4番目は初期コスト。5番目、これが今、今後、ここ5年、10年先に大きな問題になってくるのが廃棄物の問題。太陽光パネルの寿命は通常20年から30年というふうに言われてますけれども、太陽光発電のブームが起こり始めて15年ぐらいたってると思います。十数年前には、この議会でも一般質問で、太陽光パネルをつけられるときには補助金を出せみたいな質問、提案されてた議員が複数名いらっしゃいました。その頃から数えて15年ぐらいたってるわけですが、パネルの寿命が通常20年から30年ということは、その当時建てられた太陽光発電設備が寿命を迎えつつあると、全国各地ですよ。その廃棄処理が問題になってくると。廃棄物の中には有害物質が含まれていることもあって、環境負荷をどう軽減するかが課題になってくる。ニュースで流れてるのは、例えば火災が起こったとき、この有害物質の影響で爆発するとかね。消防車が来ても消火活動できないとかというニュースが流れておりました。また、今も台風が来てますが、でも、台風なんかで飛んでしまっただけで破損したと。でも、太陽光パネルというのは太陽の光があったら発電をしますから、むやみに触ると感電してしまうとか、そういった状況が全国各地で起こってます。地震の後とかね。本当に、ニュースで流れてます。あと6番目は、エネルギーの貯蔵と送電。7番目は、視覚的及び景観への影響。やっぱり緑豊かな田んぼの中にわあっと太陽光パネルがあると異様な雰囲気に見えるところもあります。昨日も、ちょっと太子町内どんな感じかなと思ってグーグルの航空写真のところを見たのですが、結構ありますね。やっぱり太子町もこんなに増えてるのだというふうに見えました。気になったのが、平地の農地にあるところだったらいいのですが、山にあるやつ。例えば太子東インターのところ——あれは北側かな——に結構大きなやつがありますよね。そういったところとか、旧2号線沿いの風呂屋があった跡のところ、あそこも斜面になってますよね。そういったところも若干気になりつつ、本当にいろんなところのニュースが流れてます。

そういったところを参考にしながら、2番のほうの確認になっていきますけれども、市街化調整区域の農地に建てられるケースが多いということで、通告のところの前の文章前文では、県内は7市町で条例が制定されているというふうに記載があるという紹介したのですが、16市町だという情報もあるので、その辺は部長のほう何か情報お持ちですか。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） ちょっと調べてみますと、条例を制定しているところについては7市町というところはあるのですが、あと独自で、県の条例に基づいて、自分のところで要綱等を定めて、県の運用とちょっと厳しいめの規制をかけてるところもあるのが実情ということで調べております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 兵庫県のほうが今年4月12日に発表している文書があって、その中に——今年度の10月から兵庫県のほうの条例も規制が強化されるということになるのですが、この文書の中に兵庫県の条例の5,000平米という縛りがあるのですが、たつの市、小野市、三田市、朝来市、多可町の区域においては、その5,000平方メートルの記載の部分を1,000平方メートルと読み替えますという文言があります。これはどういったことだというふうに理解してよろしいですか。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） これにつきましては、県が5,000平米以上で届出を下さいということをおっしゃられるのに対しまして、この市町につきましては、1,000平米以上の事業区域に当たる場合は市町のほうに届け下さいということで、さらに厳しい規定を設けておられるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 1,000平米ということは、田んぼ1反、いわゆる1反。1反は990平方メートルですから、1反よりちょっと大きいめのサイズになるわけですが。今、町内にある太陽光発電設備を使ってらっしゃるところ、田んぼ1枚分だけされてるようなところもあります。複数の田んぼにわたってされてるところも当然あります。そういったところを見ていくと、太子町、この1,000平方メートルと読み替えるというものに該当するものはあまりないのですか。その辺だけちょっと。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 1,000平米以上の太陽光発電施設を設置しておられるところは結構点在してるというふうに把握してございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 兵庫県のほうもそういった形で今年度から規制のほうが厳しくなっていくと。全国の条例を見てても、兵庫県の規制というのは結構強烈な規制がかかってる条例なので、兵庫県は一生懸命されてるなというふうには感じるわけなんですけれども。その一方で、今度農林水産省のほうでは営農型太陽光発電を広げていきましょうよという、ちょっと矛盾した流れの提案事項をされてるわけなんですけれども、この営農型太陽光発電というのはどういった形であるというふうに……。ちょっと紹介していただけますか。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 本町の中におきましては、現在太陽光発電設備を設置した場所で本格的に農作物の栽培を行っておられる場所はございません。

総務省の営農型太陽光発電の中には、営農しながら太陽光発電を導入する営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）という取り組みが一方で進められております。349市町村のうちで営農型太陽光発電が行われて、調査結果が報告されておられました。この中で、認定農業者による営農の適切な継続が認められることが義務づけられておられる中で、発電施設の下で作物の栽培を行う上で反収8割以上を確保するという厳しい条件でございますので、なかなかその結果においては反収8割を確保できている営農業者がいないという現実がございます。なおかつ、本町におきましても、営農をやっておられる人数も少なく、担い手も少ない状況の中で、このようなソーラーシェアリングという機材を用いて営農に取り組んでいくというところはちょっと現実的ではないのかなというふうに考えてございまして、今農業のほうを進める中で、これをやってくださいという町からのお勧めはしていない状況でございます。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 国の全体としては、2050年のカーボンニュートラルに向けて、CO<sub>2</sub>を出さないようにしていきましょう。そのために再エネ、いろんなことを考えて、太陽光発電であるとか、原子力発電を抑えつつやっというふうな大きな流れがうたわれておって、何とか今いろんなことを考えて、何が妥当なのかということとずっと調査研究が続けられている中で、太

陽光発電に関しては、ブームが起こってから15年、20年近くたって、問題点がいっぱい分かり始めて、売電の単価も安くなってるので、もうからないだろうと。パネル等が破損するというものがあったり、火事が起こったら問題があるとかというふうな形のニュースが流れ始めて、太陽光パネルというのはそんなにメリットといったようなのではないよということも広がってきて、こうやって規制をかける条例もある。一方では農林水産省が、田んぼに支柱をだあと立てて、屋根のような形にしてパネルを組んで、その下で農業しなさいと。何か、やってることが国のほうもばらばらなような気がしてしょうがないわけなのですから。最初に太子町内、農地転用されてるところでされてるというのが9割方あるということですから、ここに農林水産省の調べで、太陽光発電設備を設置するための農地転用許可実績というデータがあるのですね。残念ながら令和3年度までしか載ってないのですから、平成23年度からのデータです。これ見ると、農地転用されたのは全国で平成26年から急激に増えて、令和元年度でピークを迎えて、令和2年、令和3年、半減してると、もう全国の数が。ということは、令和元年をピークに、やっぱり太陽光のパネルでやっていくのはちょっと問題あるよねということが分かったのかなという数字なのですね。ピークの令和元年度は、農地転用されたのは全国で1万2,256件です。それが令和3年度には6,300、半減してます。だから、令和4年、5年ともっと減ってるのだろうなというふうには思います。そんな中で、これまで作られてた平成23年から令和元年、2年の分がどんどんどんどん古くなっていくわけですね、当然。そういったところを規制していこうよということで、全国各地の市町が条例を定めているということになります。

もう1つ、今年3月に総務省の行政評価局というところが太陽光発電設備等の導入に関する調査の結果報告書をまとめております。この中を見ると、いろんな事例が載ってて、やっぱり条例を定められてるところの市町は対応が早いんですね。自分とこではとてつもなく簡単だから。条例を定めてないところは経済産業省にちょっとお伺い立てないといけないとかという流れになるので。何かあったときにスピーディーに解決するというためにも条例を持っておられる。ということがこの事例集を見ると分かります。中には、トラブルで一番困るトラブルが——これ全国で今起きてるようではありますが、住民から「太陽光発電の設備が損壊しているから漏電による火災や有害物質の流出による土壌汚染が心配である」と、ある市に相談があった。市が現地確認して、太陽光パネルが破損しているために、標識に記載されていた保守点検責任者に電話で連絡したが、「今はうちの管理物ではない」と。もう業者が替わっちゃってるのですね。とか、同じように、繁茂した雑草の対応を依頼するために、標識に記載されている発電業者の住所に対応依頼文書を送付したら、宛先不明で返送されてきたと。次は、現地確認した上で、土地の登記簿から土地所有者を確認して、さらに対応依頼文書を送付したが、宛先不明で返送されてきたと。要は、業者がもう逃げちゃってるわけですよ。あまり実名は言いたくないですけども、仮にC国としましょう。C国絡みの業者がそういったことをしてるという例がいっぱいあるわけなのですね。それ、国会議員なんかの先生方も御存じな方が多いのですけども。やっぱりC国絡みの太陽光発電設備にはかなり問題があって、そういったものが日本全国で今広がってます。C国も日本に太陽光パネルを売りつけるのですけども、自分とこでは原子力発電やってますからね。自分とこではパネル使ってませんから。そういった状況もあったりするので、やっぱり何か規制を持つかないと、業者を追いかけるということもできなくなると思うのですよ。そういったところも含めて、太子町も今のうちに条例を持つかないと、10年先になったら困ってしまうのかなというふうに考えるのですけども、その辺の見解いかがですか。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 議員おっしゃるとおり、現状についてはこちらも把握していると

ころでございます。ただ、本町におきましては大きなトラブルになっていない状況もございます。また土地所有者と連絡が取れない状況は今のところないということもございまして、経済産業省が地方公共団体に情報共有する認定設備情報等や経済産業省に通報できる再生可能エネルギー事業の不適切案件に関する情報共有フォームが設けられております。法令違反等の状態が未改善の場合、経済産業省から文書指導を着実に実施され、改善されない場合は交付金の保留など措置を的確に実施されているようでございます。このような窓口を活用しながら、もしトラブルに発展するようなケースがございましたら、窓口を活用して対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 条例が独自にないと、そうやって国に一回お伺い立ててという流れになるのですよ。そのスピード感ということと、今つくっておいたほうがいいんじゃないですかというのは、自治会に問合せが業者からあっても説明できないのですね、太子町は規制がないので。さっきの問題点で、草が生えたりしないようにしてくださいねとか、反射光とか、そういった位置の問題とか、そういったことをこっちも分かってて言ったところで何の、世間話で終わってしまいますので、そんななん知らんわということで建てられたら、住民の苦情が来るのは自治会のほうになりますから、町には一気に苦情が行かないですね。やっぱり自治会に来るので。その辺も考慮していただく時期に来てるのかなと。今、来年つくりなさいよというわけじゃなくて、5年、10年先のことを踏まえたところで準備しておくということが必要であると問題提起させていただくので、その辺は町長どう思われますか。

○議長（松浦崇志） 町長。

○町長（沖汐守彦） この太陽光発電設備については、太子町の場合、全体の面積がまず少ないというのが1つあります。町の方針としても、空き家、空き地も含めて、少ないスペースをそれぞれの農業あるいは商業、産業、工業で有効に活用するというのがまず大前提の基本ベースにあります。これが前提です。そして、現在太陽光発電設備については、いわゆる白地、農業振興地域でしたら設置はできませんので、白地で今は農業委員会が転用許可を出してやってる。これが今の太子町の現状であります。そして、そういう場所というのは本当に今太子町の図面を見たときに限られています。そんなに大きなところが白地でたくさん残ってるという状況ではないです。だから、県として一定のそういう条件整備、あるいは農業委員会の権限等々の中で、地元への説明、周知、あるいは環境整備、あるいは地元の届出の了解とか、そういうものが今の段階で一定の枠ができておりますので、今のところはそういう枠を利用しながら対応したいと。ただ、議員御指摘のように、条例をつくったからといって、持ち主が替わってるという行方不明になれば、条例があろうがなかろうが、困ることは一緒だろうと思います。だから、町としては、今ある施設の所有者が次に連絡が取れるというような形で、何らかの形で一定の責任を果たせる関係だけはつくっておく必要があろうとは思いますが。今のところは特に、そういう全体的な中で、今の運用でいけるのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 そういった形で、ここで一回問題提起したので、町のほうも随時考えていただけるはずであると思ってますので。特に今週、まさに今現在台風10号の動きに日本中がやきもきしてる状態なのですけれども、猛烈な勢力となったこの台風で、九州地方に設置されている、いわゆるメガソーラー、国立公園の阿蘇に、阿蘇くじゅう国立公園にメガソーラーがあるという異

常な状況。ほかにもメガソーラーは九州にいっぱいあります。そういったところがこの台風10号で破損だというニュースが流れないことを祈りつつ、2問目に移ります。

2つ目です。令和5年9月に総務省行政評価局が「墓地行政に関する調査～公営墓地における無縁墳墓を中心として～」と題する調査の結果報告書を公開されました。この報告書の中には、地方自治体が運営する公営墓地についての事柄が中心に報告されているが、個人や集落等が経営する墓地の現状と課題についても記載があり、集落墓地については、高齢化が進み、墓じまいされる方も増加している反面、無縁墳墓の荒廃化が目立つようになってきている現状があるというふうに記載されております。

また、大東亜戦争終結から約80年を数え——79年ですね、今年——戦没者遺族の皆様方も高齢化が進み、軍人墓地の維持管理が難しくなっているとの声を聞くことが増えてきていることを踏まえて、次の質問をします。

(1) 町内の戦没者を祭っている忠魂碑の数と保全管理の体制は。

(2) 町内の自治会墓地には、いわゆる集落墓地にはどれぐらいの軍人墓地——戦没者のお墓のことです——が存在し、その保全管理はどうなっているのか。

(3) 墓じまいや荒廃化が目立つようになってきている自治会、集落墓地の将来像を町としてどのように考えているのかを伺います。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） お答えいたします。

まず、(1)の町内の戦没者を祭る忠魂碑の数と保全管理体制についてお答えいたします。

町内にあります忠魂碑につきましては、石海地区、太田地区、龍田地区、この3基がございます。保全管理体制につきましては、太子町遺族会事務局であります社会福祉協議会に確認しましたところ、各校区の遺族会において管理されているとのことでございます。また、斑鳩地区におきましても、元来斑鳩寺の境内に忠魂碑があったと聞いておりますけれども、現在は林田川から数十メートル東、県道725号線の北側にありますたつの交通安全協会が管理いたします交通殉難者の碑、こちらの碑に合祀されたと聞いております。

続きまして、(2)でございます。町内の自治会墓地にどのぐらいの軍人墓地が存在するのか。また、その保全管理ということでございます。

各自治会で管理されている墓地敷地内にございまして、軍人墓地とか、御遺族とか有志の方々が建立されて、お祭りされている墳墓等がございますけれども、墓地を管理されております地縁団体——現自治会ですけれども、そういった地縁団体が管理、あるいは建立された個人の方の管理ということで、本町ではその数とか管理方法については把握していない状況でございます。

続きまして、(3)でございます。墓じまいや荒廃化が目立つようになっている自治会墓地の将来像を町としてどのように考えているかでございます。

自治会墓地につきましては、江戸時代から存続していたところが多く、歴史がある分、相続人の不存在、それから相続人の転出などにより、荒廃化が進んでいる状況であること。また、全国的な社会現象といたしまして、墓離れについても認識はしているところでございます。

昭和23年法律第48号で定められております墓地、埋葬等に関する法律、この制定前から存在する地縁墓地などのいわゆるみなし墓地につきましては、法律では県知事の許可の下で過去より地縁団体が台帳作成及び整理などの維持管理を行っておりまして、情報等を把握していない行政が立ち入ることは困難であると思われれます。基本的にはそういう観点でおるところでございますけれども、この墓地、埋葬等に関する法律等に基づく事務のうち、幾つかの事務につきましては、都道府県の知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例、こちらのほうで各市町に

移譲されている部分がございます。そういったところで、太子町が管理していくというような部分もこの墓地に関しては事務をしていく必要があると認識しております。

公営墓地でありますメモリアルパークにつきましては、無縁墓地は今のところございません。墓所の返還といった傾向は、自治会墓地と同様に、今後も増加していくものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 まず、町内の忠魂碑ですけれども、3つあると。中でも、私の地元の石海公民館のところにある石海村の忠魂碑、これ非常に立派なもので、実は「石海村忠魂碑」という冊子があります。これは遺族会の佐々木会長が作られた冊子です。これ、中を見るといろんなことが書いてあって、実はこの冊子を作られるきっかけになったのが、東京都のほうの方だと思いますけれども、こういった当時の——これ昭和10年の国の通達の書類です——こういったものがずっとこうあって、要は当時の福地地区の軍人の遺族会が立ち上がって、忠魂碑を造りたいと。そのために——この一番てっぺんにある砲弾ですよ——砲弾があるのですけれども、これを寄贈してほしいというようなことを要望されて、やり取りされてる書類です、これ。これに基づいて海軍のほうから砲弾が提供されて、造られたと。この石海村の忠魂碑は日露戦争終結から30年の記念で造られた。昭和10年だったかな、11年だったかな、4月1日にいわゆる除幕されております。当時これは石海小学校のところにあったのですけれども、石海公民館が移転するのに併せて今の場所に移転されてると。というふうな歴史的なこともこの冊子にはまとめてくださっております。非常に貴重な冊子です。

そういったところを含めて、これ何で今聞いたのかなということは、立ってからやっぱり90年過ぎて、戦後ももう80年を迎えようとしてる。私、これほぼ毎日のように見かけるので、ちょっとずつ傾いてないかなというふうに感じるのですね。まず、忠魂碑、龍田地区、太田地区も含めて、これ耐震は大丈夫なのでしょうか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） そもそも町の所有物ではございませんので、耐震調査はしてない状況でございます。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 全く町はもう関係してないという理解でよろしいですか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 非常に難しい問題もございまして、政教分離ということからも、なかなか行政が積極的に入っていくということが難しいような状況下の中で、最高裁の判例とかもかなり——忠魂碑については行政のほうも補助金等を出す分については合憲である、合法であるというような見解が示されておまして、既に大規模に慰霊碑のほうの管理している遺族会のほうに補助金を出したりしている自治体もあるのが現状ではございます。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 何年か前に社会福祉課かな——に問い合わせたことがあるのですけれども、問い合わせたときにはそんな補助金ありませんという回答が一回あって、もう一回調べ直したら国にはちゃんとありましたと報告を受けたことがあります。

何でこれ今回取り上げたというのは、ちょっと気になることがあって、今経済建設部のほうでいろいろ公共施設の見直しをされてる中に、石海公民館が保健福祉会館のほうに変わるというふうな案もございますよね。そしたら、これ忠魂碑だけ取り残されるなという懸念があって、石海

公民館の用務員の方が草刈りとかしてくださってるので、その人がいなくなったらここ誰が草の管理するんやろなという懸念があって、福地自治会に頼みますよと言われても困るなと思って、そういったこともあるので、ちょっと今のうちに状況を聞きたいなと思ったわけですけども、その辺のことまで考えてくださってますか、町長。

○議長（松浦崇志） 町長。

○町長（沖汐守彦） 今、まだ最終確定ではないのですが、保健福祉会館を改修するときに、補助金の関係も含めて、多目的機能を有した会館にしていくということ。それから、過去に使っていた入浴施設が10年以上ほったらかしになっているので、そういうものを部屋にして有効活用しよう。そういうことで、コンパクト化を含めながら、保健福祉会館のより有効な利活用ということで、公民館を保健福祉会館のほうへ移転しようとするのが1つの案だなということで今進めております。ただ、そのときに石海公民館を潰すのかという問題もあって、今現在、まだこれも案ですけども、内部の案ですけども、今学童保育園を農協跡地でお借りをしていますので、そういう外でお借りをしてる部分を自分ところへ持ってきて、コンパクト化をするというのも1つですし、そういう中で、あそこの維持管理についてはまた今後そこで検討の材料になろうと思っています。

ただ、全く考えていないのかといたら、そういうことでもないのですが、基本は私どもの今考える忠魂碑の考え方は、例えば倒れそうで、こう、何か、こんなになるよって、これは非常に命に関わる、危ないということでしたら、国の補助金も今あるように聞いておりますので、そういうものも活用しながら、安全管理という部分では町もかなり積極的に関与できるのではないかなと思っていますが、維持管理についてはやはり難しいのではないかな。遺族会の方が高齢になられてるのもよく分かりますけれども、遺族会とか、建立された方だとか、あるいは地元の連合の自治会とか、そういう方々とも十分協議をしながら、適切な管理運営は図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 今の町長におっしゃってもらった地元自治会であるとか連合自治会、遺族会、町のほうを含めて協議していくという、この体制づくりが本当に必要な時期に来ているということが全国の同じような状況の市町、本当に同じ状況で今事が進んでます。全国の地方自治体の議会の会議録を見ると、10年前、戦後70年のときに同じ話題でざあっと一般質問されてる状況がうかがえます。今年、また80年迎えるので、全国で同じように質問される議員がいると思います。そういった回答の中で、部長がおっしゃった墓地、埋葬等に関する法律、これできたのはいつでしたっけ、昭和、いつできたんだっけね。

（町長沖汐守彦「昭和23年」の声あり）

資料を持ってるのですが、どっか忘れまして。

（町長沖汐守彦「昭和23年」の声あり）

昭和23年ですよ。墓地、埋葬等に関する法律ができてからと今ではもう時代が大きく変わってますので、町行政と遺族会、連合自治会、そういったところが協議して、太子町だけではなくて近隣のところも含めて、国のほうに要望を上げていただこうということになろうかと思っています。

それに、同じことです、2番のほうも。集落墓地、自治会墓地に戦没者のお墓がやっぱりあります。部長答弁では数とか管理方法は把握していないという説明もあったのですが、確認します。この決算委員会の審査資料、毎年決算委員会のほうで出てくるのですが、この中の社

会福祉協議会のところで、昨年でいくと、セ 3-38 というページのところに太子町遺族会 322 柱という数字が書いてあるのです。この数字は何なのですか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 社会福祉協議会から遺族会の名簿等を取り寄せておりますので、その中で確認しましたら、「柱」というのは墓石の数を数える単位、本来遺骨を数えるのは「柱」なのですけれども、お墓と言えば「基」で数えるのですけれども、遺族会の方々が「柱」ということで取りまとめられておりますので、その言葉を使わせていただきたいと思います。令和 6 年 4 月 1 日現在、資料によりますと 318 柱、これは遺族会が管理されている柱の数でございます。1 年前の令和 5 年 4 月の柱の数が 323 柱、さらに 1 年前、令和 4 年の数値が 328 柱、さらに 1 年前の令和 3 年 4 月、このときは 332 柱でございます。要するに、遺族会が管理されている柱の数でございまして、遺族会から脱退されますと数が減っていったというような状況がうかがえるところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 この三百幾つかの数の柱がそのまま集落墓地にある戦没者のお墓とほぼイコールのはずですよ。そういったことじゃないでしょうか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 戦後 79 年たちまして、だんだんと遺族会の会員の方も減ってきてる状況の中、現在管理されている柱の数はこういった状況ですけれども、全体というふうになるとかなりの数になってくるのじゃないかと考えてございます。また、一度各地縁団体等と一緒に調査なりしてみる必要があるのかなとは考えてございます。それから、さきの大戦で亡くなられた方々の碑というものも柱というものはあるかと思うのですけれども、基本的にこれ遺族会の方々が管理されているのは恐らく日清、日露戦争でお亡くなりになられた軍人の方々のものかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 その辺、調査してみるとという答弁もあったので、していただきたいなというふうには思います。

この遺族会の方々、先ほど日清、日露戦争でお亡くなりになった方の遺族の方の会みたいな発言もあったのですけれども、その辺も、私も詳しくはないですけれども、例えば福地地区のお墓を見ると、いわゆる連記というのですか、土台が 1 つで、そこに柱がだあっと、あれ通常の長方形の墓じゃなくて、将棋の駒の長いような形のお墓、連記になってます。1 つの台の中に十数基がだあっと入ってる。それ見ると、大東亜戦争のときの昭和 17 年、18 年、19 年ぐらいに亡くなった方のお墓がだあっと並んでます。当時は陸軍省なり海軍省がお金を出して作ってるというふうに聞いているのですけれども。個人の方でいわゆる位の高かった方、大佐とか中佐とかそういう位の高かった方のお墓は個人がもっと立派なのを立てられています。いわゆる一等兵とか二等兵の方々のお墓が連記になってますけれども。今、お困りになっているのは、そういうお墓のところの台が破損し始めてると、劣化して。それ直すのに自治会が直すのかというようなことで困ったことがあるのです。最終的には出しましたけれども。個人が出すのか、自治会が出すのか、その辺ははっきりしないので、一回聞いておこうというふうに今回質問してるわけなのですけれども。

この決算資料に基づくと、令和 4 年には遺族会に 18 万 220 円の助成金、活動費が支払われてる

のですけれども、平成30年の決算を見ると28万7,260円、平成30年から令和4年の段階でもう10万円減ってるんですね。年々調べたわけじゃないのですけれども、活動費が平成30年のときに18万円、昨年は10万円というふうにどおんと削られてますけれども、遺族会の方の活動費というのはこんな少なくて大丈夫なのでしょうか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 基本的に町のほうで年一回、戦没者の忠魂の会を実施しているのですけれども、ここ数年はコロナ禍で非常に参加者を限定したりして、参加者を少なく制限したりもしておりますので、年度によって実際に必要な額、計画段階から人数を絞ったりしておりますので、予算的に多い少ないのところはあるかと考えてございます。

それから、補助金は直接町が出してるわけではなく、社会福祉協議会を通しての補助金でございまして、社会福祉協議会から幾ら幾らの予算が必要だというようなことで、太子町のほうは予算化してるところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 その辺も含めて、本当、さっき町長がおっしゃったように、関係者が集まって協議していくという必要性があるのだと思います。

話が変わりますけれども、つい先日まで行われておったパリのオリンピック、卓球のほうで個人銅メダル、団体銀メダルを獲得された早田ひな選手が8月13日にフランスから帰国した際の会見で、報道陣から「今やりたいことは」と聞かれたら、アンパンマンのところに行きたいということも含めて、「鹿児島県の特攻資料館に行って、生きてること、そして自分が卓球をこうやって当たり前前にできていることは当たり前じゃないというのを感じたいからです」と語っていただきました。素晴らしいことだと思います。我々が今ここでこうやって議論できているのも、日本のために命をかけて戦ってくださった英霊のおかげであることを決して忘れてはいけないと思います。感謝の気持ちを持っていくという大切さを早田選手から改めて教えられたような気がしております。

その一方で、自分の御先祖様のお墓をほったらかしにしてる方も現状としてあるわけなのですね。もう、本当、悲しくなってくるのですけれども。いわゆる集落墓地、地域墓地、これ町内にどれぐらい数があるか分かってますか。何カ所。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 全く把握してございません。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 まず、そこからだと思うのですね。

それらの集落墓地、自治会ごとに管理料を取られるところもあれば、取ってないところもあるし、本当、お墓を持ってる人だけが草刈りしてるところもあれば、お墓を持ってない方も出てきてくださいよということで一緒に草刈りしてる自治会さんもあるというふうに思います。いわゆる町のほうのメモリアルパークの公営墓地の問題というのは、本当、氷山の一角だと思うのですね。日本全国のお墓というのは9割方がそういう地域の墓地とか個人の墓地なのです。いろいろ調べていくと、お隣のたつの市、また相生市には墳墓に関する条例がありますよね。いろんなところを見てると——時間がなくなってきたのですが、香川県の多度津町というところ——ほかにもいっぱいあるのです。お隣の県の岡山市、岡山県には非常に多いのですけれども。そういう地域の集落墓地に対してちゃんと墓地管理の規約とか台帳とかの整備をお願いして、その分、集落墓地に対しても——多度津町でいくと、地域墓地委託料や墓地の水道使用料を支出しているほ

か、補助条例に基づいて、例えば入り口の舗装であるとか、そういったところに補助金を、墓地整備事業と定めて補助金を出してる自治体がたくさんあります。そういったところを含めて、今回町のほうも頑張って、自治会のほうに、コミュニティー施設の補助金の見直しで、こういったものがあつたらいいということを書いてくださいというアンケートが来ましたけれども、そこでは墓地のことに触れてなかったんで、今回取り上げますけれども、全国の自治体で本当に数多く集落墓地に対する補助のほうも制定されてるところがありますので。町のほうから来たコミュニティー施設整備補助金アンケート。コミュニティー施設補助金の新規メニューを新設するに当たって、どのようなメニューがあるとよいか記入してくださいと。非常にいいアンケートが来たなと喜びました。でも、コミュニティー施設、自治会の公会堂の——もうちょっと幅を広げてもらって、墓地のことまで考えてくれたらなというふうに思った次第であります。さっきも言いました。例えば補助対象となる事業、墓地内の通路の整備及び補修事業、墓地内の排水路の整備及び補修事業、墓地内の水道施設の整備及び補修工事、その他墓地内の環境保全に関する事業と、こういった補助を出してるところ、岡山県浅口市です。そういったことを全国の自治体のほうでも今動きがございますので、太子町のほうもしっかりとその辺考えていただいて、お墓を守っていきましようということを訴えさせていただいて、終わりにしたいと思います。

○議長（松浦崇志） 以上で首藤佳隆議員の一般質問は終わりました。

次、中島貞次議員。

○中島貞次議員 13番公明党中島貞次、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1つ目、1つ目というか、1つしかないのですけれども、マイナ保険証の普及と利用促進について。

今年の12月2日から従来の健康保険証（健康保険被保険者証）は新規発行されなくなり、その後はマイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行していきます。そのため、本年5月から7月を「マイナ保険証利用促進集中取組月間」として、医療団体との連携やあらゆるメディアを通じて広報展開されてきました。その一方で、「健康保険証の存続」、「健康保険証廃止の見直しを求める」等の意見があります。このような状況を踏まえて、住民が安心してマイナ保険証を利用できるよう、利用することの利便性や質の高い医療を受けるための基盤となっていくことなどの正しい情報を丁寧に発信していくことが必要と考えます。

そこで、次の点について尋ねます。

(1)太子町におけるマイナンバーカードの申請、交付状況はどうでしょうか。

(2)その中で、マイナ保険証として利用できる状態にある件数は。

(3)12月2日時点でマイナ保険証がない方でも医療機関での受診は可能と聞いていますが、その方々のマイナ保険証への移行をどのように進めていくのか。

(4)自治体と医療機関等をつなぐ情報連携システム（PMH）を太子町はいつ頃取り入れる予定か。

(5)厚生労働省より「マイナ保険証の利用促進に向けた更なる取組への御協力をお願いについて」という事務連絡が出されているが、これらの資料やサポートメニューを利用して町民への広報活動を強力に推進すべきと考えますが、見解を尋ねます。

(6)施設に入所されていたり体調不良等により来庁が困難な方に対し、マイナンバーカードの取得支援を行うことが必要と考えますが、見解を尋ねます。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） お答えいたします。

まず、(1)のマイナンバーカードの申請、そして交付状況でございます。

まず最初に、基準となります人口でございますけれども、令和6年1月1日時点の本町の人口でございます3万3,577人をベースといたしまして各数値を申し上げたいと思います。令和6年7月31日時点におきまして、マイナンバーカードの申請件数は2万9,155件、人口に対する申請率は86.83%でございます。この時点では、全国1,741団体中542位というところでございます。また、そのときの交付枚数率でございます、85.0%。枚数にして2万8,541枚でございます。先ほどの数値との差が申請中の枚数ということになってまいります。現在の申請状況でございますけれども、6月末と比べてみますと、申請件数で159件増えてございまして、申請件数率にして0.47ポイントの増加といった状況でございます。

続きまして、(2)のマイナ保険証として利用できる件数ということでございます。

これにつきましては、令和6年6月末時点のデータでお答えさせていただきます。国民健康保険の加入者数が5,664人ございまして、その時点のマイナ保険証登録者数は3,615人、加入者の63.8%の方がマイナ保険証の利用が可能となっております。また、同じく6月末時点でございますけれども、後期高齢者医療、こちらの加入者5,160人に対しましてマイナ保険証登録数が3,278人、加入者の63.5%の方がマイナ保険証の利用が可能となっております。この6月末時点におきまして、国民健康保険のほうで2,049人、後期高齢者医療のほうで1,882人の方がマイナ保険証が使用できない状況ということでございます。これらの方々はマイナンバーカードそのものをお持ちでないか、あるいは申請中か、あるいはカードを持たれていても保険証とひもづけをされていないと、こういった方々でございます。

続きまして、(3)でございますけれども、マイナ保険証への移行促進につきましては、(5)でお尋ねの厚生労働省からのマイナ保険証の利用促進への取り組み、協力ということで、この協力依頼に基づいて本町は移行促進を図っていきたくて考えておりますので、併せての答弁とさせていただきます。

従来の保険証からマイナ保険証への移行推進及び厚生労働省通知「マイナ保険証の利用促進に向けた更なる取組への御協力のお願いについて」、これが令和6年1月24日に発達されてございます。保険者としての取り組み内容に即して進めていく予定でございますけれども、保険者への取り組み内容につきましては、今から申し上げる3点の内容が上がってございます。

まず、1点目でございます。マイナ保険証の利用率の目標設定をなさいということでございます。これにつきましては、国民健康保険につきましては太子町で目標設定を行い、後期高齢者医療につきましては広域連合のほうで目標設定がなされてございます。3時点で目標設定をなさいということでございまして、本年の5月、それから8月、11月のこの3時点で目標設定を届出しております。既に到来しておるのですけれども、5月の目標と実績を申し上げますと、国民健康保険のほうの目標は5%でございました。それについて、5月の実績が8.67%。後期高齢者医療のほうですけれども、目標値が高くて、20%という広域連合の届出でございます。20%の目標に対しまして、5.31%の実績でございます。8月の目標について、国民健康保険が8%、後期高齢者医療が35%。11月目標は、国民健康保険が10%、後期高齢者医療につきましては50%という高い数値目標でございます。目標値はともかく、医療機関に対しましてもマイナ保険証利用促進の通知が厚生労働省より出ておりますので、それぞれの分野で実績を高めていきたいと考えておるところでございます。

それから2点目でございますけれども、限度額認定証を契機とした利用勧奨を行ってくださいということでございます。従来までは、大きな医療費がかかるような治療を受ける場合には限度額適用認定証を保険者から発行してもらいまして、医療機関への支払い額を限度額まで抑えるといった流れで窓口支払いをしやすくしておったのですけれども、マイナ保険証を利用した場合

には、医療機関受付時に限度額利用を選択しておけば、限度額を超える支払いが自動的に不要となつてきます。こういった便利な点を利用促進に使ってくださいということで、本町におきましてもホームページに掲載し、さらに町民課の保険係が発送する封筒の表側に赤いゴム印でこの内容を表示して、実際発送に使っておるところでございます。

それから3点目でございますけれども、あらゆる機会を通じた利用促進ということでございます。7月に発送しました令和6年8月1日からの被保険者証と合わせましてマイナ保険証の案内チラシ——国が作成した案内チラシでございますけれども、それを同封したり、「広報たいし」7月号に啓発記事を掲載するなど、適時啓発を進めているところでございます。今後も、適時広報等によりまして効果的な啓発活動を進めていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、(4)自治体と医療機関等をつなぐ情報連携システム（PMH）を太子町はいつ頃取り入れる予定かということでございます。

デジタル庁におきましては、令和5年度にこの情報連携システムを開発いたしまして、希望する自治体向けに、医療費助成分野、それから予防接種、母子保健分野を対象とした先行実施事業を令和5年度と6年度に開始しておるところでございます。当町といたしましては、先行実施事業の取り組み状況とか国の説明等を入手していきまして、システムベンダーとも調整し、国が本格実施をする令和8年度に向けて準備してまいる予定でございます。

続きまして、(6)でございます。来庁が困難な方へのマイナナンバーカードの取得支援ということでございます。

こういった方々につきましては、町のホームページでも掲載しておるのですが、マイナナンバーカードの出張申請を実施しております。令和5年度の実績といたしましては出張4件、内訳は事業所が1件、個人宅が3件というところでございます。本年も引き続きこの出張支援は続けておりまして、本日現在、令和6年度の実績が出張申請4件、全て個人宅でございますけれども、4件の実績を上げておるところでございます。

一方、介護福祉施設とか障害者福祉施設等につきましては、厚生労働省が関係団体宛てに出張申請受付の希望調査を毎月実施しておりまして、希望する施設等があれば県から各市町へ情報提供が行われるというところでございます。独自の出張申請に加えまして、令和6年度からは施設職員による申請サポート——施設にいる職員にサポートしてもらうということで、代理交付も可能となつてございます。現在のところ実績はないのですが、希望される施設がありましたら、すぐに対応していきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 まず、(1)のマイナナンバーカードの申請、交付状況なのですが、86.83%ですか、これ交付実績なのではしょうけれども、例えば残りおよそ13%のされていない理由とか、そういうのは分かりますか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 詳細には把握していないのですが、例えば長期入院中の方とか、高齢者や障害者施設に入所されている方、それから個人宅にいらっしゃってもなかなか一人で行動が取りにくい方、あるいはそういった手続をしなければならないという認識されていない方もあるかもしれませんけれども、そういった方々が大多数であろうと思っております。それから、強制できない部分がございますので、御自身の意思で発行されないという方もあるのが現状かと思えます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 強制はできないということですが、積極的な勧奨というのはしてもいいのかなと。ピンポイントで各個人に勧奨するのはちょっとどうかとは思いますが、その辺もうちょっと積極的に、今後マイナンバーカードの利用というのはあらゆる世代にわたって利用の拡大が図られていく可能性がありますので、その辺もう少し町としても頻繁に広報するなり、何か手段はないかなと。難しいところなのではと思いますが、個人に直接、どうしますかとかというようなことはちょっと言われない部分があるので、難しいかと思いますが、今後何とか。国では81%ですか。だから、若干太子町は上なのではと思いますが、その辺の今後の取り組みについてもう一度だけ伺います。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 厚生労働省の情報といたしまして、介護保険のほうの保険証もマイナ保険証と一体化するような動きが示されています。そういったことで、このマイナ保険証を持っていないと医療を受けられない、介護も受けられないといった時代が来るのは確かでございますので、もっと町として積極的に、特に入所されている方々が多分多くいらっしゃるのかなと思うので、認知症の方々は暗証番号とか扱えないので、顔認証だけのマイナ保険証というのも可能になっておりますので、そういったところを各課、高齢者の担当課あるいは障害者の担当課とも町民課が協力いたしまして、積極的な対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 後の分とも関係があるのですが、その前に、マイナ保険証の数字なのですけれども、今当局としては国民健康保険を中心に——国民健康保険でないとデータが多分ないのかもしれませんが、国民健康保険でも63%ということですね。国民健康保険以外の社会保険、当然行政には共済ですか、ありますし……。あ、その前に、当然当局としてはマイナンバーカード、マイナ保険証に全員してはりますよね。その前提で話していますので、申し訳ない。もしされてない方があったら、またよろしくお願ひしたいのです。要は、国民健康保険以外の各種協会けんぽや各企業で行っているような健康保険組合とかの方でマイナ保険証になっている方の数字というのは、当局としてそれはつかめるものなのですか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 今、保険者でない太子町がそういった協会けんぽとかの、あるいはほかの健康保険のほうの情報というのは全く分からない状況でございます。まず、そういったところで、今回お尋ねの情報連携システム、この基盤整備がそういったもののプラットフォームをつくりまして、いろんな全ての保険者がそこへ情報を入れるという、そういった連携システムを構築しようとしているのが現在の状況でございます。そのシステムが稼働し始めると全ての情報が見れるようになるということになるのですけれども、あくまで本人の了解の下で見れるようになるという前提がございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ということは、国民健康保険の被保険者が5,664人ですから、およそ2万——扶養の関係もあるのでちょっと難しいのです、2万8,000人の方が何らかの社会保険に入っておられると——7月1日現在で3万3,577人ですから——というふうに推測できるわけですね。ということは、その2万8,000人の方というのはかなりの大きな数字なので、少しでもマイナ保険証を作っていただくと。各企業、団体、協会けんぽ等としてもそういうのはしてはると思うので

すけれども、難しい面があって、非常に。今後、行政としてもその辺の取り組みを少しでも早くできるようにまたしていただきたいと思います。

それは、あと(3)でも少し話されましたので、PMH、自治体と医療機関とつなぐ情報連携システムなのですけれども、先ほど令和8年度——ちょっと耳が悪いので確認します。令和8年度とか言われましたか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 国が目指す将来像としまして、医療DXの推進に関する工程表というものが公にされております。それによりますと、令和8年度からの運用ということでございます。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 このPMH、令和8年度からということなので、これ非常に大切な内容でして、既に令和5年度では16自治体、87医療機関、薬局を選定し——大都市なのでしょうか、大都市か分からないのですけれども——令和6年度でも153自治体を選定されています。これによって、マイナンバーカード、先ほど高額医療の限度額の話が出ましたけれども、その他、これを実施することによって、予防接種とか、あるいは母子保健の履歴が全て分かると、このマイナ保険証というので。だから、今後、令和8年度に向けて本格導入されることによってあらゆる個人の医療情報が導入されるということなので、このときには——先ほど話がありましたけれども、国民健康保険以外の部分もこの辺の情報が入ってくるというふうなことです、もう一度ちょっとお願いします。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 国の示している将来像によりますと、医療保険者の情報、それから医療機関とか薬局の情報、それから自治体が持っている情報、介護事業者等が持っている情報、こういったものが全てプラットフォーム、全国の医療情報がプラットフォームで集約されてまいります。個人の医療カルテ、それからどんな薬を使われているか、そういったところで全て網羅できると。町が担います予防接種、特にワクチン接種などは保険者関係なく町民全体で接種していかなければならないような情報でございますので、そういったところも予防接種に向けたプラットフォームづくり、これを国のほうが進めているところでございまして、これが使えるようになりますと非常に便利、医療機関も治療で全てのカルテが見れますし、自治体側も今その方がどういった状態にあるのかということも把握できますので、非常に便利になってくるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ということは、健康な人の情報も全て入ってくるということですね。極端な話、何十年も生きてて病院に通ったことがないとか、予防接種を受けたことがないという人はないと思うのですけれども、健康な人であってもそういう情報は全て入ってくるということですね。

これは例えば赤ちゃんのときに何歳までに何々の予防接種を受けなければいけないとかという通知がよう来て、てんやわんやになるのですけれども、その情報までもう混乱してしまうのです。3種混合ワクチンの案内、日本脳炎の案内とかというてね。でも、一括してそれが分かってしまうということで、これは被保険者本人もその情報を見ることはできるのですね。過去にこんな医療実績があったとか、病院に通ったことがあるとか。その辺はどうでしょうか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 現在、このプラットフォームに集約する情報なのですがけれども、そういった何十年前の情報とかは多分ないかと思われますけれども、今後このプラットフォームに集約していく情報——データ情報でないと駄目なのですがけれども——そういった情報を今後入力していく、これからの子供であるとか、そういった方々は情報がありますので、管理しやすくなるかなと思っております。

それから、これはマイナポータルのほうと連携いたしますので、個人でも利用可能だと認識しております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 そういうことで、マイナンバーカードからマイナ保険証の利用によって——個人情報が入っているんで取扱いには当然注意せなあかんのやけれども、その辺ますます便利になっていくということです。そやから、これからはいろんな病気によって医療機関を1つ、2つ、3つ掛け持ちした状況であっても一括して医療情報が分かるとか、あるいはお薬、1カ所、2カ所、3カ所病院通いしてて、いろんなお薬をもらったとしても、その情報が分かると。だから、違うところへ行っても過去の医療情報とか薬の状況が全て分かるので、全く新しいところへ行っても全てそういう情報が分かりますので、非常に便利なシステムで、一々もう一度診察して、あ、この人はどうのこうのでなしに、ああ、過去にこんな薬をもらったのやな、こんな治療をしたのやなというのが分かるという、私自身は素晴らしい情報だと考えております。

これは後でもいいですか。先に言いましょか。マイナンバーカードの特急発行というのは御存じですか。ちょっとお尋ねします。まだ、12月2日施行予定なので、ひょっとしたらそういう情報はもう既に来ているのかなと思うのですけれども。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 12月2日からもう新しい保険証は発行しないというような通知は来てるのですけれども、特急発行というようなことは存じ上げません。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 やがてそういうのはあるかもしれませんがけれども、要はマイナンバーカードというのはやっぱり今1カ月から2カ月ぐらい必要なわけですね、申請から発行まで。ところが、それを例えば新生児とか、亡くなったとか、あるいは海外から帰ってきた人のために1週間以内、最短5日で発行するという仕組みがあるので、その辺も利用しながら、マイナンバーカードをどんどんどんどん普及してってもらいたいと考えますので、まだあれなので、またその辺。要は、マイナンバーカードが短期間で——1週間以内とこれには書いてあります。年に360万枚の対応能力があるというふうに、これはJ-LIS。というのがありますので、また予備知識として覚えといてください。

それからもう1つ、マイナンバーカードの出張申請ですか、交付ですか——が割とまあまあ進んでいるのかなと思います。なかなか、特に施設に入所されている方が、本人がマイナンバーカードを取得するというのは非常に難しいと思います。先ほど言われましたが、個人の方に対してマイナンバーカード出張申請というのをされております。それはどういう理由からですか。直接個人の方に伺うというのか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 出張での申請のお手伝いは以前からずっとやっておるのですけれども、結局、連絡いただきましたら、こちらから出向いて、申請手続全てやっておりますので、どうしても役所へ行けないとか、そういった方々がもしありましたら、町民課のほうへ連絡いた

だきましたら、こちらから出向いていって、書類等を調べて、申請までやっておりますので、どんどんと連絡のほうをいただきたいなと思っておるところでございます。

それから、今現在お持ちの保険証ですけれども、来年の7月31日まで利用可能でございますので、今手元にマイナンバーカードがない方々もすぐに使えない、医療機関にかかれないということではございません。

それから、12月2日を踏まえまして、まだマイナンバーカードを発行されてない方々に対しましては「資格確認書」というものをお送りする予定でございます。それに併せまして、A4サイズの「資格情報のお知らせ」というものも送付させていただく予定にしております。医療機関がマイナンバーカードに対応していない場合には、この「資格情報のお知らせ」という書類を持っていただく必要がございます。そういったところで、あらゆる方面から、医療が受けられるようにということで、国のほうも考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 多分、個人宅に行かれる方は高齢の方とか病気とかいろいろあるかと思うのですけれども、最初のほうで部長は言われましたけれども、介護施設なんかで出張申請の動きというのはどうなのでしょう。介護施設、あるいは特別養護老人ホームとかの老人ホームに入所されている方とか、そういう方へのマイナンバーカードの出張申請の方向性というのはいかがでしょうか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 先ほど申し上げましたように、現在の保険証は来年の7月末までは使えますので、保険証が切れる直前には多分ばたばたと申請したいという申出が施設側からあるかと思うのですけれども、現在、12月2日に向けての案内をしても、7月まで使えるという認識は皆さんございますので、なかなか手が挙がってない状況かなと思います。その時期が来ましたら、また殺到するかもしれないのですけれども、できるだけ早く申請していただきたいので、こちらでも積極的に対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

今後、マイナ保険証の利用でますますマイナンバーカードの必要性というのが多分高まってくると思います。私も常々、免許証と一緒にマイナンバーカードは持っとなです。何か、例えば身分証の提示があるときにどっちでも出せるように、今常に携帯はしておりますけれども、今後マイナンバーカードの利用もどんどんいろんな種類があって増えていくと思いますので、あとマイナ保険証の拡大も、現在は国民健康保険の情報しか分からないのですけれども、拡大をしていただきたいと。ますます、より一層便利になっていくということです。その際、特に個人情報の取扱いには気をつけていただかないと思いますので、今後ともどうかよろしくお願いします。

本日はありがとうございました。

○議長（松浦崇志） 以上で中島貞次議員の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 午前11時47分）

（再開 午前11時49分）

○議長（松浦崇志） 再開します。

間もなく正午が来ますが、会議を続行します。

次、山本順久議員。

**○山本順久議員** 議席番号2番公明党山本順久です。通告に従い一般質問をいたします。

1、芸術、文化の振興について。

令和6年度太子町提案型協働事業として採択された太子町文化国際事業が5月25日に丸尾建築あすかホール（以下、あすかホール）で実施された。ふだんは見る機会が少ない日本の伝統芸能（石見神楽）とブラジル音楽（マトリックス）のコンサートは観客からも好評で、有意義な取り組みであったと考える。

町の芸術、文化の発信地として中心的な役割を果たしているあすかホールが令和7年度から2年間、改修工事のために使用できなくなる。その間の芸術、文化の振興について以下の質問をします。

(1)町民芸術祭（主催：太子町・太子町教育委員会）を代替施設などで実施する計画はあるのか。

(2)太子町在住もしくは出身の音楽家に各小学校にて演奏会を開催していただき、子供たちに生演奏を体感してもらう事業を実施されてはどうか。

以上、2点伺います。

**○議長（松浦崇志）** 教育次長。

**○教育次長（福井照子）** お答えいたします。

(1)文化会館大規模改修工事期間中の町民芸術祭の開催についてでございますが、町民芸術祭につきましては、町民の芸術、文化に対する意識の高揚を図るため、住民に活動発表の場を設け、芸術、文化を通じた住民同士の交流を促すことを目的に開催しているものでございまして、展示部門、芸能部門、音楽部門、茶華道部門があり、令和5年度は2日間で1,476人と多くの方に御来場いただいております。文化会館大規模改修工事期間中につきましても多くの方に御参加いただけますよう、町民体育館を代替施設として、例年と同様の11月で日程調整を行っているところでございます。

続きまして、(2)文化会館大規模改修工事期間中に太子町在住、出身の音楽家を各小学校に招いて、子供たちに生演奏を体感してもらう事業を実施してはどうかということでございますが、御指摘のとおり、芸術、文化に触れることは子供たちの感性や創造力を豊かにする大切な体験活動の機会だと考えております。昨年度も全4小学校におきまして、文化庁による芸術家の派遣事業や学校巡回公演などの補助事業を活用しまして、丸尾建築あすかホールや各小学校の体育館におきましてオーケストラやミュージカルなど芸術、文化に触れる機会を持っており、子供たちにとりましても五感で感じ、本物に触れる大変よい機会になったと考えております。斑鳩小学校におきましては2年連続で、太子町を含め、近隣市町の出身者が所属する団体を派遣していただいております。今後も、太子町在住、出身の音楽家による演奏も含め、質の高い芸術、文化に触れる機会を積極的に創出し、子供たちにそのすばらしさを実感させながら豊かな情操を育んでいきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（松浦崇志）** 山本順久議員。

**○山本順久議員** まず、1番目の町民芸術祭に関しましてですが、あすかホールが改修になってしまうということで、町民の皆さんも今年で芸術祭は終わりやなというふうに思われてる方もいらっしゃるだったので、ちょっと今回質問させていただきました。あすかホールとともにずっと続けてこられてきた事業でもございますし、閉館中も代替施設として町民体育館でやっていただける

ということでございますので、ぜひそれはよろしく願いをしたいと思います。

また、体育館でやるのはいわゆるステージを使う芸能部門や音楽部門が中心となると思うのですが、展示の部門なんかも代替施設はどこか考えて継続されていけるのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（松浦崇志） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 代替施設の体育館のロビーですとかアリーナのところ、それから舞台を使いまして展示部門、芸能部門、どちらも2日間で開催する予定にしております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 山本順久議員。

○山本順久議員 分かりました。

先ほど言いましたように、今年で終わってしまうのじゃないかって思われる方もいらっしゃると思いますので、詳細が決定いたしましたら速やかに、来年度は町民体育館を代替施設として開催するよというのを町民の皆さんにお知らせをぜひしていただきたいと思います。といいますのも、それを目標にされてる方も結構いらっしゃいますので、もうないのだったらというので目標がなくなってしまうとあれですので、詳細が決まりましたら、できるだけ速やかに町民の皆さんにお伝えしていただければと思います。

次、2点目のほうですが、今も現状、太子町出身の方も含め、子供たちに芸術、文化に触れる機会を提供してくださってるということでありましたので、それはもちろん引き続きやっていただきたいのですが、今回あすかホールが使えない期間が2年間あります。コロナ禍のときもこういう文化、芸術は皆さんの目に触れる機会が激減したわけですが、そのときは、ある程度緩和されたら集客数を抑えてやったりとかしてできたのですが、2年間あすかホールが使えないので、ある意味でコロナ禍よりもひどい状況に太子町はなってくると思いますので、今回はあすかホールとかそういうところに来てもらうのじゃなくて、各小学校のほうへいわゆる出張するような形で芸術、特に音楽関係が主になるかと思うのですが、そういう取り組みを——2年間限定で結構ですので、ぜひやっていただけたらなという思いで提案をさせていただきました。その辺はどうでしょうか。出張してやっていくということ。

○議長（松浦崇志） 教育次長。

○教育次長（福井照子） これまでも、あすかホールだけでなく、学校の体育館を利用しまして、巡回という形で公演をしていただいております。今年度につきましても、既に小学校のほうでは太子西中学校や太子東中学校の吹奏楽部に来ていただく予定などそれぞれの小学校で計画しておりますので、来年度以降につきましてもそういったことで体育館などを利用して、音楽などに触れる機会を持っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 山本順久議員。

○山本順久議員 ありがとうございます。じゃあ引き続き、ぜひよろしく願いたいと思いますが、この件については以上で終了します。

次、2番目に移らせていただきます。

2、手話の普及について。

社会福祉課が「和のまち太子の手話言語条例」のリーフレットを作成している。このリーフレットは分かりやすく非常によい内容で、小学校等に配布されると聞いている。

そこで、学校教育に手話を取り入れることについて質問する。

(1) 小学校の音楽の授業に手話コーラス（曲は「さんぽ」）を取り入れてはどうか。

○議長（松浦崇志） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 私から、2つ目の御質問、小学校の音楽の授業に手話コーラスを取り入れてはどうかについてお答えいたします。

手話につきましては、小学校4年生の総合的な学習の時間の中で福祉学習として学んでおります。様々な立場の人のことを考え、認め合い、支え合いながら、ともに生きることの大切さについて学び、手話は大切な言語であるということについて考えを深めるようにしております。学習の中では地元の手話サークルの方々に直接御指導いただく時間も設け、手話の基本から簡単な挨拶の仕方、自己紹介の仕方などを交流しながら体験しております。今後は、今回作成されたリーフレットも活用しながら学習を進めてまいります。

音楽の授業につきましては、今年度から小学校で使用している教育出版の教科書に、「さんぽ」の曲に合わせて手話や足踏みをしながら歌おうという内容がございます。福祉学習の中で手話について正しく学びながら、音楽に合わせて手話を使い表現するという活動も実施していく予定です。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 山本順久議員。

○山本順久議員 手話コーラスをじゃあやられるということに一応なってるということですかね。

○議長（松浦崇志） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 今年から教科書の中にありまして、全学年に入っております、この「さんぽ」は。だから、どこの学年で扱うかは分かりませんが、どこかの機会、学習の中で取り扱うということになります。

○議長（松浦崇志） 山本順久議員。

○山本順久議員 そうですか。それはちょうどよかったというか、あれですが。私、いつも手話コーラスはいろんな曲でももちろんできるのですが、この「さんぽ」の曲に限定してちょっと提案させていただいたのは、この間の幼稚園の入園式でもそうでしたし、小学校にボランティアで行ったりしたときに、小学校1年生かな、音楽の時間とかにこの曲が流れておりました。それで、古い曲なのですが、この曲の歌詞を子供たちはほぼほぼ見ずに歌えると思うのです。歌詞が頭に入っておりますので、それを手話でやるときに、ああ、この言葉はこういう動きなのだなというのがすごい理解しやすいし、しかも音楽に合わせてやることによって楽しく手話を体験できるのではないかと考えております。

それで、どんなのかをちょっと実演してもいいですか。少し実演します、前半だけ。後ろの方は手話が見えなくて申し訳ないのですが、すみません。「あるこう あるこう わたしはげんき あるくのだいすき どんどんいこう さかみち トンネル くさっぱら いっぱんぱしに でこぼこじゃりみち くものすくぐって くだりみち」というような感じなのです。

それで、これを先生方に覚えていただいて、やるというのはすごい大変なことだと思っています。今、働き方改革やいろいろ、ただでさえ教職員の皆さんは多忙な中ですので、ちょっとやり方を1つ提案させていただきます。まず、レクチャー動画を作ります。今の「さんぽ」のワンフレーズずつ、ゆっくり。「あるこう あるこう」、ここは歩いてくださいね。「わたしはげんき」のところは、「わたし」は指で自分を指して、「げんき」はグーにして、このグーを上下に2回揺らして、「わたしはげんき」。じゃあ、ここまでやってみましょうみたいなワンフレーズずつの動画を作って、それで私の個人的な考えで、小学校の低学年を想定して今話させてもらっていますが、職員の先生方もその動画をもちろん余裕があるときはちょっと前もって見ていただき

たいのですが、子供たちと見る時に同じタイミング、初めてその日、授業でその動画を先生方にも見ていただけたらいいと思うんです。それで、その動画を見ながら先生方も子供たちと一緒に手話を体験していただくというような形でやっていただいたら教職員の皆さんの負担もぐっと減りますし、その動画を一回作っておけば数年間使うこともできると思っていますので、どうでしょうか。その動画を作って、やるというのに関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（松浦崇志） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 今のところ学校で動画を作るという予定はございませんが、もし有効な動画等、ユーチューブなんかにも上がっておりますし、また福祉部局ともちょっと連携しながら、そこは研究してまいりたいと思っております。

ただ、おっしゃいますように、動画を見るというのは非常に有効な手段であるとも思っておりますし、今日はこの教科書、これは5年生です。1、3、5年生が今年からこの教科書を使っております。2、4、6年生は来年からになりますが、このような図解も入っておりますし、これも併せて活用しながら、教職員がうまく子供たちと一緒に学習できるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（松浦崇志） 山本順久議員。

○山本順久議員 ぜひ動画を作っていただくと、職員の先生方の負担も減らすことにもなりますし、数年間使うこともできますし、非常に有効な手だと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

以上で私の質問は終了いたします。

○議長（松浦崇志） 以上で山本順久議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は9月2日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（散会 午後0時06分）